

平成 23 年(2011 年)11 月 17 日

指定障害福祉サービス事業所の長

(共同生活援助・共同生活介護)

指定障害者支援施設の長 様

旧法指定入所施設の長

指定知的障害児施設等の長

長野県健康福祉部障害者支援課長

指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預り金の適正な処理について (通知)

このことについて、指定障害福祉サービス事業者等集団指導及び実地指導において指導しているところですが、管理者によるチェック体制が不十分である等、不適切な事務処理をしている事業所等が見受けられます。

つきましては、下記の点に御留意の上、適切な処理を行っていただきますようお願いいたします。

また、平成 18 年 12 月 6 日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知(別添)の 5 についても御留意願います。

記

- 1 事業所等において、利用者又は家族から預り金等の管理を依頼されている場合は、保管依頼書(契約書等)を徴するとともに、預り証を発行すること。
- 2 預り金等に係る管理規程を必ず整備すること。
- 3 責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳は別々に保管すること。
- 4 出納事務にあたっては、複数の職員により行う体制を整えること。
- 5 預り金の状況について、責任者は管理者に毎月報告するとともに、管理者は少なくとも 3 か月に 1 回以上、自主点検を行うこと。
- 6 預り金の状況について、利用者(家族)に対し少なくとも年 1 回以上報告又は確認を求めること。
- 7 第三者又は内部監査員による年 1 回の監査を実施すること。

担 当：障害者支援課施設支援係・自立支援係

(課長) 佐藤則之 (施設担当) 吉池俊裕 (GH担当) 山口昭子

電 話：0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 9 ・ 7 1 0 5

F A X：0 2 6 - 2 3 4 - 2 3 6 9

電子メール：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp